

平成 30 年度 第 3 回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	平成 30 年 6 月 25 日(月) 午後 16 時 00 分～午後 16 時 45 分							
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室							
出席委員 14 名 欠席委員 0 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別		
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	出		
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出		
	3	岡添 篤代	出	10	西崎 梅一	出		
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出		
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出		
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出		
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出		
議事録署名人	13	谷口 八千代		14	浜田 暁			
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 4 名 事務局職員 2 名	職名		氏名		職名		氏名	
	推進委員		長田 玉夫		推進委員		佐藤 恵子	
	推進委員		埜下 浩孝		推進委員		山本 哲也	
	/				/			
	事務局長		吉村 克己		課長補佐		松本 仁志	
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 議案第 3 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 4 号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)							

平成 30 年度第 3 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から平成 30 年度愛南町農業委員会第 3 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、13 番、谷口 八千代委員と 14 番、浜田 暁委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案の説明に入ります前に、先月の定例会に提案いたしました案件につきまして、取下願が提出されましたのでお知らせします。 これは、受付番号 1 番、城辺乙 1009 番 1 外 6 筆、合計 4,803 m ² で 3 条無償移転の案件です。 先月の定例会では、営農計画等を提出してもらって、それをもとに再度判断するという事で一時保留としておりましたが、6 月 18 日付で取下願が提出されましたので、本申請につきましては取下げられましたことをお知らせします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号 4 番、広見 788 番 3、地目・面積は畑・528 m ² 3 条有償移転でございます。経営面積は 99.5a でございます。 受付番号 5 番、御荘和口 75 番 1 外 1 筆、地目・面積は畑 822 m ² でございます。3 条有償移転でございます。経営面積は 54.2a でございます。 以上 2 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えて

	<p>おります。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。4番お願い致します。</p>
委員	<p>地図をご覧ください。〇〇の第3集会所から広域農道にあがる途中で集会所から300mくらいの場所です。数年前から譲受人が作られていたが、譲渡人がもうよう作らないということで、申請になりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に5番お願い致します。</p>
委員	<p>6月4日に現地確認いたしました。場所は、〇〇高校の上の方です。〇〇団地から100mほど上に上がった所の2筆です。譲渡人は、他に田畑はありませんので、全部処分したいということで、譲受人に渡すということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>譲受人は、買うてどうするの？</p>
委員	<p>書類上では畑で。自分のところの畑も作っておられますし、記載のとおり、稼働人員、農機具等もあるようです。</p>
委員	<p>この譲受人の申請は以前から再々問題がありまして。〇〇の国道下の申請</p>

	<p>地、数年前に許可を出して農地として作るということで計画書も出しましたが、私が見る限り、ここ数年、一切作っておりません。農地として買って農業をするという計画書を出して、農業をしていない。譲受人は不動産業もされているので、法律にのったことをしてもらわないといけないということが、以前も出たんです。以前別の土地でも問題がありました。私は、まず以前からの土地を、農地として作ってからの問題だと思うんです。以前許可を出したものを作っていないのに、新たに許可を出すのはおかしいと思う。まず、以前許可出したものをどうするのかということ。会長は家の近くでご存知だと思いますが、桜を植えるだけで何もしていない。</p>
議長(会長)	<p>言われるように、桜を植えております。耕作しているふうではありません。</p>
事務局	<p>補足説明です。こちらから確認いたしましたら、今回取得する農地は、渋柿を植えたいという回答でした。</p>
委員	<p>以前に比べたら、畑らしく刈っている状態になっている。一時はすごかったのだが、ある程度はしている。75-1 のほうは竹が生えるので大変だと思う。75-2 の方が、すぐに畑として使える状態です。</p>
事務局	<p>今委員さんが言われたことを踏まえて、私の方で今日、確認をいたしました。何をやるかということで、ここは猿がよく出るので、柑橘を、という考えもあったのですが、渋柿を植えたいと。渋柿なら猿は取らないし、許可が出たらすぐに植えますといわれて、確認を願いたいということでした。以前のことは、あまり存じていなかったもので、そのことは言っていないのですが。</p>
委員	<p>それは、わかりました。では、以前サツマイモを作ると言って許可を出した土地はどうするの？〇〇は 3 年以内に売買しようとしてできなんだ。3 年 3 作を知らなんだと。知らないでは困る。不動産業をしているものが知らないでは通らない。今回はいいとして、以前に許可出したものはどうするのか。きちんとして欲しい。</p>
委員	<p>今言われたように、前からあまり約束が守られない方の一人でありまして、過去の農地も含め、もう一回営農計画書を出させてから検討して、次に本当に作るのか。その上でも、遅いことはない。</p>

事務局	<p>今回の件については、聞き取りをいたしました。前回につきましては一つ、以前に同じように事業者の方で埋め立てをしたままというのがありました。それについては指導という形で樹木を植えてもらってやってもらったという経緯があります。他につきましては、再度調べて、サツマイモであったり、桜についてはサクランボではないと思うので、こちらの方で、こういった指摘があったということで指導をしてきたいと思います。</p>
委員	<p>前の〇〇は住宅を建てるということで、農業委員会は5条の許可を出したのですが、結局はソーラーになってしまって。事務局にでも言ってくれたらいいのだが勝手にやられて。過去の例を見ても、もう少し慎重に真剣にやってもらわんと、農業委員会はどうにでもなるという話もあるので、委員会の権威というか、そういうものをきちんとやらんといけんと思います。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら一時保留としてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は一時保留とすることに決定を致しました。 次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号6番、増田1327番、地目・面積は田・1,829㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号7番、御荘平城5372番1、地目・面積は田・274㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。</p> <p>以上2件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>

議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。6 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は前回出ていた〇〇委員さんのところからずっと奥、1324 あたりが製材所の木材置き場ですが、見下ろすところになります。もう 20 年くらい耕作していない土地となっておりますので、このままにしておくよりは太陽光をするのがまたいいのではないかという状況です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>国道から言うと約 3km奥、山手になります。この計画には賛成なのですが、ほかの関連の事業もありますので、ちょっと休憩を。</p>
議長(会長)	<p>休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長(会長)	<p>再開いたします。</p>
委員	<p>昭和 50 年代後半に道路改良から圃場整備で残土を埋めて、もともとは湿田だった土地です。草もいっぱい生えていて、表土を剥いたら土砂も下に流れるので、排水対策を要望に入れてほしい。業者には、もう少し慎重に工事にかかってほしいということです。</p>
委員	<p>再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の中で、食料供給や国土保全その他の農林業の重要な機能に支障をきたすことの無いように、地域関係者の相互の密接な連携をする、地域の農林・漁業の発展に必要な農林地を確保する、等が書いてある。</p> <p>今の委員さんの話を聞いたら、地域の相互の密接な連携がないということでした。あきらかにこの法律の違反をしている。</p>
事務局	<p>先ほどの再生可能エネルギーにつきましては、今回の案件につきましても、再生可能エネルギー発電事業届出書で審査書という形で環境衛生課の方に</p>

	<p>申請があって、それによって地区同意が取れているかどうかを確認したうえで、農業委員会にかけさせてもらっております。今回の農業委員会の申請につきましても、先ほど委員さんが言われたように雨水とかに考慮して工事を行うと文書では書かれております。もし不備があったら、環境衛生課からの指導が入るともいますので、それにつきましても環境衛生課と協議を行いたいと思います。この件につきましても、環境衛生課では、なぜ、ということですが、まだ条例がない頃、そういう案件がありましたので、町として条例ができ許可的なものという形になっております。再度、環境衛生課の方と確認をした中でその業者への指導、再度審査確認をしてもらうというかたちが望ましいのかなと思います。</p>
委員	<p>工事の状況を見に行くのか？</p>
事務局	<p>こちらも重々注意してくださいということで、雨水の状況や出来上がりの排水には気を付けてくださいと指摘はしております。工事中についても事業者が雨水対策等をしますと書かれてあったら、まずそれを信じて話を伺うことがあります。今回そういう状況が悪いということであれば、環境衛生課の方で許可についての確認とか厳しく指導してもらわないといけないと思っております。もしかして、今回最終的には出せないという形になるかもしれません。今許可を出している分についても、何らかの支障が出てきた場合には取り消しということもありますので、すぐにでも対応してもらおうようにします。</p>
委員	<p>県にも指導を上げばどうか。</p>
事務局	<p>今回、太陽光の設置について、県の許可とか国の許可であれば、そういう形でお話はできるのですが、今回については町の方で条例を作っていますので、その条例に沿って従って、申請・審査していますので、県に挙げたとしても、町の方で処理をしてくださいという方向になると思います。許可権限は町が持っていますので。環境衛生課にも、こういう意見があったと伝えた中で、再度、確認をしてもらうようにいたします。</p>
委員	<p>余分な話やけど、営農型で、サカキかシキビを植えたのは、3年が10年になったのか？</p>
事務局	<p>農業新聞等で区切りが10年とありますが、まだ決定はしていないと思いま</p>

	<p>す。今はまだ 3 年に 1 回です。一応、毎年確認はしています。県の普及の指導員の主管に現場を見てもらった中で意見書を書いてもらって提出はしております。</p>
<p>委員</p>	<p>以前に視察に行ったときに比べたら、小さくなった気がする。枯れたところもあるし。見直しなら通らんなど思ったんやけど。痩せた土に植えてから。</p>
<p>事務局</p>	<p>初めての案件ですので、3 年目には、農業委員さんの方で確認してもらおう。その中で、指摘が起こるということでしたら、農業委員の方で指摘をするという形で。全然、計画と違うよ、ということになれば、取り消しになると思います。確認をしながら行いたいとは思いますが。</p>
<p>委員</p>	<p>議案の転用面積がおかしいが。</p>
<p>事務局</p>	<p>こちらのミスです。申請地の左隣の筆が原野ですが、一体利用地として利用するという申請になっております。議案の方に(うち転用面積〇〇㎡)と入れるべきところが抜けております。隣の筆も足しこんだ分での施設内訳が出ています。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>他に無いようでしたら一時保留としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ご異議ないものと認め、本案は一時保留とすることに決定を致しました。次に、7 番お願い致します。</p>
<p>委員</p>	<p>場所は〇〇地区の〇〇です。〇〇集会所から道なりに奥に行った所です。現地は、30 年近く前に建設残土を埋め立てた所で、元々は水田でした。このあたり何件かは家が建ったのですが、ここは売れずにこのままの状態でした。譲受人が娘さん夫婦と同居し駐車スペースなども必要ということで、追加購入ということになりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>

議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 5 番、敦盛 146 番他 11 筆、地目・面積は田・290 m²、畑・4,998 m²でございます。場所は、〇〇公民館から〇〇方面へ県道を 1kmほど進み、〇〇集会所付近を左折して 1.2kmほど進んだあたりになります。対象地の調査年月日は平成 29 年 9 月 22 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類は B 分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。航空写真をご覧くださいと、いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われれます。また、周辺につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上 1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 38 番は再設定で、御荘長月 3478 番 1、地目・面積は田・1,051 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 39 番は再設定で、上大道 774 番、地目・面積は田・746 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 2 年でございます。</p> <p>受付番号 40 番は再設定で、上大道 1156 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・1,820 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 2 年でございます。</p> <p>受付番号 41 番は新規で、御荘和口 931 番、地目・面積は田・1,277 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 7 年 2 か月でございます。</p> <p>以上 4 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議

長

河野仁

議事録署名人

谷口八千代

議事録署名人

沼田 睦